

質 疑 回 答 書

1 件 名 教育センター印刷機等賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 教育センター 越谷市増林三丁目4番地1

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 物件引揚について 期間終了時の撤去作業は撤去対象機器のデータ消去及び抜線等済んでおり（取外し済み）、1ヶ所に集約されている状態からの撤去という認識でよろしいでしょうか。併せて、エレベーター使用可能かを教えてください。	A 1 : 撤去対象の機器の抜線や各ユニットの取り外しは、行われていません。市の職員立合い、指導のもと、撤去の際に行ってください。データ消去についても当該賃貸借契約で行うこととなります。 機器の設置場所については、教育センター1階印刷室を想定しております。
Q 2 : Q 1 について 取外しが済んでいない場合、市の職員立合い、指導のもと、撤去対象機器の電源がOFFの状態からの作業という認識でよろしいでしょうか。	A 2 : お見込みのとおりです。
Q 3 : データ消去について 賃貸借期間終了後、データ消去作業については、引揚後受注者指定業者で消去作業を行うという認識でよろしいでしょうか。	A 3 : データ消去の方法については、総務省が掲げる消去方法にならって行うことを考えております。作業実施にあたっては、作業者、作業期間、所在等を明確に掲示いただき、協議の上での作業となります。また、消去完了後については消去証明書のご提出をいただくこととなります。
Q 4 : 納期について 指定の契約期間について、今後のコロナウイルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状	A 4 : 「賃貸借契約約款」第13条、第22条に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、損害賠償や違約金の請求は

況により納期遅延が生じた場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できませんでしょうか。

Q 5 : Q 4 について

市の指定の物件供給会社による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合、受注者の責めに帰すべき理由となりますか。

Q 6 : 契約不適合責任について

製品保証期間外における契約不適合責任について、受注者が負わない認識でよろしいでしょうか。

Q 7 : 契約関連書類について

契約書式・契約条項は事前にお示しいただけますでしょうか。できましたら、質問回答時に提示ください。

行わず、納期（賃貸借開始時期）についての協議に応じます。

さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、指名停止措置は行いません。

なお、「賃貸借契約約款」は、越谷市公式ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しておりますので、ご参照ください。

A 5 : 市の指定納入業者による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合は、受注者の責めに帰すべき理由となります。

A 6 : 製品保証期間外は発生いたしません。製品の保証については、物件供給会社と保守契約を結ぶ予定です。保守サービスで対応できない発注者側での水損や破損のような事由で、機器が故障した場合には発注者側で修繕を行う事を想定しております。

A 7 : 契約書は本市の書式となり、雛形をお示しすることはできませんが、記載される項目は、件名、規格及び数量、設置場所、賃貸借期間、契約金額、支払条件、契約保証金、等となります。

また、本件については、越谷市公式ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております「賃貸借契約約款」が添付されますので、ご参照ください。

<p>Q 8 : 契約変更又は解除時の損害金請求について</p>	<p>A 8 : 発注者が「賃貸借契約約款」第 14 条に基づく変更を行った場合、受注者は同</p>
<p>契約期間中の変更又は解除により受注者に損害が生じた場合、解約金もしくは損害賠償の請求ができますか。</p>	<p>第 20 条に基づく解除を行うことができ、同第 24 条に基づく損害の賠償を請求することができます。また、同第 19 条及び 20</p>
	<p>条に定める受注者の解除権による解除を行った場合は、第 24 条に基づく損害の賠償を請求することができます。</p>
	<p>さらに、長期継続契約による特約事項として、同第 30 条に基づく対応をいたします。</p>
<p>Q 9 : データ消去について、機器引取後に受注者の指定する場所で行うことよろしいでしょうか。</p>	<p>A 9 : A 3 のとおりです。</p>
<p>Q 10 : 本件はリース会社に保守・修繕責任はない（保守は含まない）認識にてお間違いないでしょうか。</p>	<p>A 10 : A 6 のとおりです。</p>